3　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において同じ。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第七十六条　法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条の申請書及びその添付書類並びに第二十条の評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2　前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。

3　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において単に「書類」という。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

［条を加える。］

（立入検査の証明書）

第七十七条　法第五十六条第二項において準用する法第五十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第六十五によるものとする。

［条を加える。］

（評価の業務の休廃止の届出）

第七十八条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十四条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第六十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

［条を加える。］

（評価の業務の引継ぎ）

第七十九条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（国土交通大臣が法第六十条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であった者）は、法第六十一条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　評価の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。

二　評価の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三　その他国土交通大臣が必要と認める事項

［条を加える。］

（国土交通大臣が行う評価の手数料）

第八十条　法第六十二条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、現金をもってすることができる。

一　印紙をもって納め難い事由があるとき。

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が行う評価の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。

2　法第六十二条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十二万円とする。ただし、既に法第六十一条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

［条を加える。］